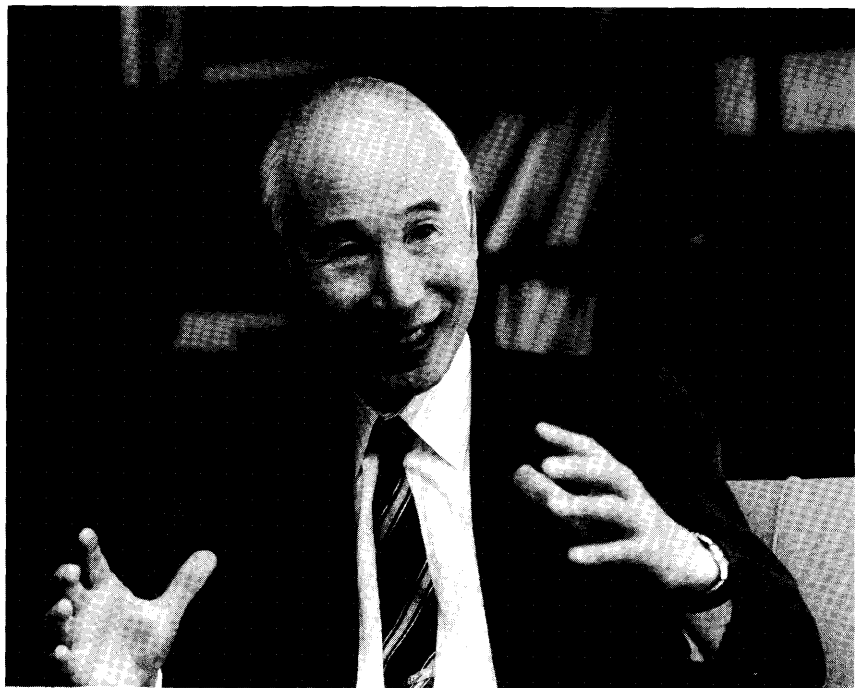




故 高鳥正夫 教授

詩人的優しさの所以

高島正夫先生が遺された多くの学術研究書の中で、特に、「会社の能力の目的による制限」、「自己株式の取得禁止とその違反の処理」、「会社代表行為の病理現象」といった珠玉の論文二〇余編を蒐めた論文集『会社法の諸問題』（初版昭和四八年、増補版昭和五六年、慶應通信刊）は、日本企業再生のインフラストラクチャーたる商法の改正の動きが激しい今日において、新刊の学術雑誌・実務雑誌に掲載される会社法関係の論文の中で、最も引用される頻度の高い典籍の一つとなっている。

高島先生の学風の特徴は、慶應義塾の商法学たるものは、もともとその性格上社会の現実に即したものであるべき商法学の中でも、格別に「実学」でなければならぬという信念（あるいは、信念というよりも遺伝子？）にもとづき、その時代の企業が負わされている現実的な問題をテーマとして選んで、それぞれの当事者が主張する利害の実相を的確・精密にとらえた上で、法制度の目的に適した具体的な解決の理論的方途を指し示そうとする

ところにある。

その実学ゆえに、かえって、迂闊に字面だけを読み過ごしてしまうと、何かその時かぎりの臨床的な処方箋としての評価をしてしまいかねない面をもっている。しかしながら、冒頭に述べたように、企業法制および企業法学が激動している今にしてなお、高島先生のかつての論稿が数多く引用され、したがって現代企業法理に大きな影響をあたえているということは、右のような評価が皮相的な誤解にすぎないことを明らかにするものといえる。高島先生の考えの根底にあるのは、目の前の病人に対しては「雨ニモ負ケズ」の詩人のように「コワガラナクテモイイ」と声をかけながら、本来の生理状態に復するためには病理現象の原因をあきらかにしようとするところにある。

このような学風が形成した高島先生の人柄は、日々の処生、例えばわれわれ後輩・弟子達に接するときにもそのままあらわれた。先生がわれわれの愚鈍や曲解にもとづく反抗に出会っても、常に静かに、かつこちらの立場にも身を置いてみる親切さで語りかけてくれたのは、「雨ニモ負ケズ」の詩人と同じ優しさを心がけられたからである。

ところで、たった今私は「学風が形成した高鳥先生の
人柄」と書いた。普通は、これとは逆に、「人柄が形成
した学風」となるべきところだろう。しかし、四〇年近
く身近で薫陶を受けてきた私にとっては、先生は本質的
には理知の人であって、さらにその理性・知性をしたた
かに、しなやかに維持し続ける意志の人であった。そし
て、先生の詩人的優しさは、福澤の真正の遺風を受け継
いだ慶應義塾商法学の先哲の学風を、さらに真正に受け
継いだことによって形成されたものと私には思えるので
ある。

名誉教授 倉沢康一郎

師匠への感謝

高鳥正夫教授の商法に関する本格的な講義を初めて受
講したのは、昭和四〇年九月からの半期集中で開講され
た「手形法・小切手法」の授業科目であった。その授業
課目の性質から、初学入門者にとっては、その理解は当
初において相当の困難が伴うものであった。しかし、な
んとか講義についてゆくと、少しずつではあるが理解が
自分なりに進むようになった。若干の余裕ができた所で、
持参の教科書などを参照しつつ、高鳥正夫教授の講義内
容を分析してみると、これは名講義との実感が湧いてき
た。要点が的確に説明され、裁判例参照にも怠りがなく、
しかも冗漫ではない。高度な内容が続き、受講者に疲労
感が浮び上がってくると、仏国の首都である巴里留学に
まつわる思い出をかの地の春夏秋冬に関係づけ微笑をも
って楽しそうに語られる。受講者のほうで、その外国留
学話をもっともつと拝聴したいなと思っていると、閑話
休題とばかり、あざやかに講義の本題に戻るといふ具合
である。あらゆる点で、忘れがたき印象深い名講義との
思いを保持し、今に至っている。

昭和四七年四月から、自分自身で「法学」の講義を担当するようになった時、師匠である高島正夫教授の講義方法を充分に参考として、自分なりに「名講義」を企図し、それなりの準備をして教室へと向った。ところが、これが企図とはかけ離れた「迷講義」。受講者諸君にすまなく思うと同時に、当方は相当な自己嫌悪で意気消沈。我が師匠は、当方の状況は先刻、百も承知、二百も合点で、当初は静観の様子。当方も自分なりに努力をかさね、改善に努め、講義もなんとか軌道に乗り始めた時点で、問わず語らずの雰囲気の中で、師匠より、さりげなく忠告と秘訣の伝授を受けた。時機といいその内容といい、それは絶妙のものであった。今から振り返ってみると、指導教授の指導とはこのようなものとの模範を示されたものと思う。実に奥の深いことであり、自分なりに承継し、実践しようと考へてはいるけれども、我が身の不徳と不勉強のゆえに、今だ実現していない。

高島正夫教授による商法理論の指導も法解釈の奥の奥を極めたものであった。自分なりに立法者の意思を探究し、法体系全般を踏まえて利益状況を分析しつつ、判例の傾向や比較法的観点を加味して立論し理論構成を試みるわけであるが、師匠の前では、その底の浅さをたちま

ち見抜かれて、奥の奥があることを指摘されるのである。我が身の不肖の不肖たる所以はここにある。それら指摘の中には、当方にとって始めの段階では納得できないこともないではなかった。しかし、師匠と議論を進めてゆくと、ほとんどが当方の思い違いか理論的誤解に基づくものであった。研究会での口頭報告、判例批評執筆、論説執筆に際して、数多くのご指導をいただき、それらが、現在の自分の基礎を構成していることを考えると、高島正夫教授への感謝の気持ちは、筆舌には尽せないほどのものである。

西暦二〇〇〇年を明日とする日に、高島正夫教授は逝去された。その日は、電算機二〇〇〇年問題顕在化の前日であり、普通の状況であっても忘れ難い日であるけれども、我が師匠の御逝去でそれ以上のものとなった。忘却のかたに去ることは決してない。同時に、師匠への感謝の気持も決して消滅しない。師匠とのかかわりが、これからは過去形となるのがなんとも悲しい。三五年間ありがとうございました。

平成一二年三月一二日

法学部教授 加藤 修

高鳥正夫先生の思い出

先生は、学問上、西本辰之助先生、津田利治先生等が築かれた、慶應義塾の伝統的な商法の法解釈学を承継され、これを発展させ、保険・海商法以外の全ての商法の分野における体系書を纏められ、田中實先生、伊東乾先生とともに、塾の法律学科の隆盛をもたらされた。

また、塾の行政上は、図書館長、図書館が情報センターに昇格してからは、情報センター長という、ラインのトップとして塾の最高の要職を長くお勤めになり、三田の新図書館建設という大事業を完成された。

昭和六一年七月末、高鳥先生は、前任の英修道先生の御勇退の後を承継するために、満六五歳までの任期を残しながら、私共を残して、突然に、東横学園女子短期大学の学長の職に転出され、今回またも突然に、永久の旅に立たれた。まことに哀切の極みである。

先生と初めてお会いしたのは、昭和四八年一二月の入ゼミの試験の際である。高鳥研究会は、後に、三井信託銀行取締役などを輩出した、伝統的のある商法の研究会

であり、これに入れて戴くためには、Aの数が二八個以上なければならぬ、などと囁かれていたが、幸いにも、私は他の六名とともに、高鳥先生の直接のご指導を受けることとなった。

先に述べたように、先生のご研究の中心は、日本の商法の法解釈学であるが、先生は、大変度量がお広く、私が日本の商法の法解釈学でなく、外国法（＝英米法）を専門に研究することを、お許し下さり、研究会の卒業論文としては、イギリス会社法における会社の権利能力制限の原則と、E.C会社法九条によるこの原則の修正について勉強させて戴いた。

大学院においては、アメリカの会社法の研究について、ご指導下さり、専任講師に就任した後はJ. C. Berkeleyへの留学をお許し下さり、「法と経済学」について勉強する機会を与えて下さった。

私が、教授昇進論文「内部者取引の研究」を著すことができたのも、J. C. Berkeleyへの留学が、その基礎となっている。先生から頂戴した学恩は、まこと鴻大であり、筆舌に尽くし難い。

先生は、東横学園女子短期大学の学長として、同校と武蔵工業大学との併合にご腐心されていた。両校はいず

れも東急系の大学であるが、近年、女子のみの短期大学には、その人氣が、落ち込んでいるという問題がある。先生ご自身、「私は地方の高校廻りをして、入学志望者集めをしているのですよ。」と仰ったくらいである。また工業系の大学には、その学生の多くは男子学生であるが、受験者の数学離れの問題がある。

そこで、先生は、両校を合併した新たな大学の創立にご腐心され、多忙な毎日を送られていた。ある日、東横学園女子短期大学に先生をお訪ねしたときに、先生は、とても生き生きとした様子で、このお話をしてくださった。そのお志、半ばで、逝かれたことは、先生にとつてさぞかしご無念であったと思われる。

先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。再拝

法学部教授 並木 和 夫

高鳥正夫先生

二十数年前、返却されたゼミのレポートには、対等の立場で議論するかのような感想が鉛筆で記載されていた。このときからかもしれない。先生についていきたいと思つたのは。つたないレポートである。ゼミの担当教員が真っ赤になるまで添削して、評価を明示してもよさそうなものである。けれども高鳥先生は、A、B、Cでランクづけすることも、ペンを使用して評価を記載することもなされなかった。先生は対等の研究者の著作物同様に扱って下さったのである。レベルは低くても、当時の私にはそれ以上のレポートは書けなかったであろう。しかし、先生の鉛筆による感想は、私の努力に対してではなく、学問研究に対する敬意からなのだと思う。法学を研究対象とすることにプライドを抱いておられるのだ。先生の姿勢は、法律学研究者としての私の原点である。

徒党を組むようなことが似合わないし、実際にそのようなことはなされなかった。指導している学生にご自分の仕事をさせることもほとんどなかった。お忙しい職務

も次々とご自分で的確に処理されてしまうからであるが、たとえ学生であっても一人ひとりの人間を対等の関係として尊重し、個人的な命令関係を嫌われたからであろう。議論の場でも意見の押しつけにならないように気をつけて発言されておられたように思う。逆に、私たちの方で意を尽くせないでいると、いろいろな角度から辛抱強く真意を汲み上げようとして下さった。多様な人格を独立したものとして十二分に受けとめようとなされるのである。数多く残された業績でも、この点に立脚し、見解に偏向や押しつけがなく筋を通されている。真の意味の独立自尊だと思う。

先生のお考えを辿りながら二十数年間商法を研究してきた。最新の問題を考えていても、高鳥先生はどのように問題を位置づけられるだろうか、新版会社法や会社法の諸問題を読み返してみる。自分ではいぶん考えたつもりでいても、先生の説かれているところはなお深い。故津田利治先生は、一分野も師の教えに到達できない者は弟子とは呼べない。師の教えを次世代に伝達できないからだとおっしゃられる。私は高鳥先生の弟子だということができない。それをあえて口にする、自分の意味になつてしまう。高鳥先生の世界ではない。しかし、先生

はあるとき、人との関係は最初に出会ったときの関係で規定される旨のお話をされた。先生にとって私はいつまでも先生の学生である。うれしかった。

私が高鳥先生のゼミの現役生だった頃、ゼミ合宿で、もう知っている人も少ないと思うとはにかまれながら、塾の古い応援歌を歌って下さったことがある。そのときの青春の笑顔そのままのお顔にお別れを告げた。先生は、お話しされるときにまるで両手で地球を大切に包み込むかのようなしぐさをされる。私たちを見守って下さる先生は、いつまでもいつまでも青春の心を優しく表現される先生である。

法学部教授 山本 爲三郎

高島先生の思い出

高島先生は、やや不遜な言い方をお許しただければ、私には兄のような存在であった。

先生とのご縁は、私が創設されたばかりの新制大学院修士課程の一年生の時からで、津田利治先生の商法特殊講義の教室が出会いの場であった。当時（昭和二十六年）先生はすでに法学部助教授であられたが、われわれ学生にまじって聴講されていた。講義のテーマが戦後の大改正（昭和二十五年改正）を受けた会社法の研究であったので、研究熱心な先生はそのような行動をとられたのであろう。会社法がこの時点で大改正を受けたことが、私には幸運であった。私達は学部時代には先生から直接教えるを受ける機会がなかったからである。

教室では、先生は私達学生とも仲間付き合いで気軽に討論に参加され、津田先生を囲む教室の雰囲気は活気に満ちたものであった。私もこの講義に啓発され、社会に出てから今日まで会社法にご縁を持ち続けることになった。先生を兄のように思うと述べたのは、そのような経

緯による。

先生は、私が就職先で調査部門に配属され、会社法を中心とする経済関係の法律問題の研究に従事するようになってからも、いろいろと気遣われ、塾の商法研究会の場で、社内の機関誌に発表した株式譲渡の実情についての調査研究を発表する機会を作ってくださった。これがご縁で屢研究会に参加し多くの先輩の方々の知遇を得、ご指導を仰ぐことができた。

その後、勤め先が経営不振に陥ったとき、わざわざ職場に來訪され、津田先生も案じておられるので様子を見に來たが、困ったことがあれば遠慮なく相談するようにという有難い言葉をいただいた。幸い勤務を継続できご迷惑をかけずにすんだが、これがきっかけとなって、先生のおすすめににより塾の講師をお引き受けすることになった。そのおかげで、会社法や証券取引法などの改正作業に実務家の立場から参画する機会を得、視野を広げることができたのは、先生の暖かいご配慮のおかげと深く感謝申し上げている。

先生と唯一一緒にさせていただいた仕事は、慶應法学会の幹事会である。昭和五年の総会で、先生のご推輓により私も幹事の末席を汚し、幹事長の先生のお手伝

いをする事になった。入会希望者の審査、総会の日程、研究発表者の選定、会報の編集および出版助成など数多くの議題があり、時折激しい議論も行なわれたが、先生はいつもの温和な物腰で温顔を崩さず、十分賛否両論を聞かれた後、議長として採決を下された。そのお手並みを拝見して、学者とは一味違う先生の行政手腕に感服させられることが屢であった。

そのような資質があつたればこそ、新図書館の建設ならびに館長や情報センター長としてのお仕事など、数多くの塾内の要職をこなされただけでなく、ご退任後は学校法人東横学園女子短期大学の学長としてその運営に当られ、また短期大学全体の発展にも大きな貢献をなされたのであろう。いまさらながら、さして頑健ではなくまた柔和なお人柄の先生のエネルギーなお仕事振りに、頭の下がる思いである。でも、そのひたむきが先生のお命を縮めたのではないかと思うと残念でならない。私的な面での先生は、私も後輩と食事をともにしたり、軽くお酒を飲みながら歓談するのが好きであつた。私もときどき一緒にさせていただいたが、けつして深酒はなさらず、話題も洗練されたもので、どこでも歓迎され、さずがお人柄と感じ入った次第である。

また、思いやりの深い方で、私が結婚した折には、お祝いとして其の頃は高嶺の花だったポップアップ・トースターをわざわざ郊外の私宅まで届けてくださったご厚情は、生涯忘れることができない。

青山葬儀場の祭壇に仰ぎ見る先生のご遺影は、いつもと変わらない柔和なお顔であつた。

先生の安らかなご冥福を、心からお祈り申し上げます。

法学部講師 竹 中 正 明

高鳥先生の弟子教育の一面

高鳥正夫先生のお人柄については、人の話によく耳を傾け、いつも笑顔を絶やさず、親切で優しき溢れる、多くの人を魅了してやまない、という高潔な人格の蓋棺定論には異論を唱えるものはいない。しかし、先生は門下生の教育において、この定評と相反する、意外な一面があることについて、私が先生の門を叩いた時に体験した二、三のことを通して、紹介しよう。

私が最初に先生の教えを仰いだことは、専門の法律問題ではなく、図書館の利用法でした。日本にきて間もない留学生の私が、あこがれの塾の図書館に第一歩踏み入れたとき、図書、資料の豊富さ、博大さに圧倒された。近代的開放式の図書館運営に慣れなくて、利用についても手も足も出なくて、呆然とした状態でした。そこで、私は資料収集の要領や、図書館の利用法も指導範囲と勝手に決めつけ、先生のノー・ハウを吸収できればと思つて、伺つたわけである。先生に「図書館に何回いったか」と聞かれて、「三、四回はいった」と答えた。この

問題についてはこれだけで、それ以上のお話はなにもなかった。先生の研究室を出てから、ずーっと不可解のままであった。翌週の授業終了前の片刻を利用して、先生は、数人の院生に図書館利用法を述べさせた。しかし、依然として、先生はご自分のものを披露してくれなかった。その後、仕方なく、私は他人の方法を参考にしながら、足繁く図書館に通つた。回数と工夫を重ねたところで利用したい図書・資料の大部分は図書館の何階の何列の棚にあるかを、頭に覚えた。それから機能的・効率的な利用ができたのである。なるほど、利用法には、それぞれの使い勝手があるから、微妙な差異が生じる。これは他人から教えられるものではないことを悟つたのである。

ところで、専門分野の問題を先生に質問しても、容易に教えてくれない。大抵の場合に、「私もよくわからない」との答えでした。聞く者ががっかりさせる。不親切・冷たい先生という不評がながれていた。私も同感であつた。私がある問題について、自分なりの考えを整理してまとめた。それは未熟なものであることは承知の上で、先生のご指導とご批判をお願いしたが、先生はその内容を聞いてくれた後に、「そうですね、研究会で発表

したらどう」と一言いわれただけで、良いも悪いもなんの評価もなかった。てっきりこれでうまくいけると喜んで、研究会に臨んだ。ところが、それが四方八方から猛攻撃され、先生も敵陣に立って批評に加わっていた。無惨な結果であった。相談したのに、なんとという無情だと内心で感嘆した。

しかし、こんなこともあった。秀才的存在の仲間 K 氏が助手として採用されたが、大変不幸なことに間もなく精神的病症を患われた。研究生活に支障が生じ、助手に残すべきかどうか、先生は難しい局面に迫られた。主治医の否定的アドバイスがあったにもかかわらず、奇跡的回復の一念で、先生は即断を避け、最大限に延ばした。

その間、関係する先生方のご意見だけでなく、われわれ部外者の院生達にも意見を真剣に聴取された。慎重に慎重の上で苦しい決断を下したのである。先生の大変心痛心労のご様子がいまだに鮮明に脳裏に焼き付いている。不運に遭った教え子を守るために先生の捨身的努力、それは師が弟子に対する至愛以外のなにものでもない。以前とは異なり、偉大な先生だと、心底から敬愛したのである。その後、K 氏の行き方を案じて、長い間、先生は単なる連絡だけでなく、何回も遠くまで出かけられて、

お会いになり、様子を伺っておられたのである。

温かく、優しい先生なのに、われわれ弟子達には、冷たい、不親切としか映らなかった。なぜなのか、それが先生の教育観の真髓なのである。

教育とは何か、それは心靈の感応と感動から生成する自己啓発・成長である。俗世で評価されている強烈的權威と過剰的信念を持つて教えに当たることは、本質的教育ではない。イギリスにはこういう諺がある。「教会に近づけば近づくほど、神からは遠ざかる」。教えよう教えようと懸命にすぎると、そのもの自体が変質するために、教育でなくなる、ということをするすべて、先生は見抜いている。

先生の心の中には、れっきとした教育観が息づいているのだ。師の親切・親密な介入は弟子の思考力を萎縮させる。反対であれば、それが伸び伸びと成長する。同時に、学生各々の環境・背景なり、性格、価値観なり、理性、感情なりといったものを冒すものではないと考えたのではないか。いや、そういう人間としての尊厳は教育といえども冒すことを許さない。各々の尊厳が尊重されてから、独立自尊の気概が生まれる。そして、自己判断・自己責任の力が身に付く、それが創造性の聖なる母

になるのである。

先生がわれわれに対して、不即不離の姿勢を固守したのは、このような思想根源があったからである。先生は福澤諭吉先生の独立自尊精神の深い理解に立脚した教育実践者であったと私は思う。

拓殖大学教授 黄

清 溪

高鳥正夫先生 略歴

大正十一年二月三日

昭和二年三月

昭和二年四月～三年三月

昭和三年五月

昭和五年一月

昭和三年四月

昭和三年三月

昭和三年四月～九年二月

昭和四年六月～七年三月

昭和五年四月～七年三月

昭和五年一月～六年九月

昭和五年八月～六年八月

昭和五年四月～六年八月

昭和五年一月～六年九月

昭和六年三月

昭和六年六月～平成十一年十二月三十一日

昭和六年七月

新潟県で出生

慶應義塾大学法学部法律学科卒業

慶應義塾大学大学院在学

慶應義塾大学法学部助手

慶應義塾大学法学部助教授

慶應義塾大学法学部教授

慶應義塾大学法学博士

商法研究のため欧米留学

慶應義塾図書館長

慶應義塾大学研究・教育情報センター所長

法務省法制審議会商法部会委員

大蔵省公認会計士審査会委員

大蔵省企業会計審議会委員

日本私法学会理事

弁護士登録（東京弁護士会）

学校法人五島育英会理事

慶應義塾大学を選挙定年により退職

高鳥正夫先生 主要著作目録

一、法律学関係

(a) 著 書

会社法の諸問題

[増補版]

手形法小切手法

(改訂版)

商法総則商行為法

(改訂版)

会社法

(改訂版)

新版会社法

中小会社はこう変わる——商法・有限会社法改正試案の解説
中小会社はこう変わる——新商法・有限会社法の解説〈新版〉

(b) 編 著

商法Ⅱ (会社法)

商法Ⅰ (総則・商行為法)

慶應義塾大学法学研究会

慶應通信

慶應通信

慶應通信

慶應通信

慶應通信

慶應通信

慶應通信

慶應通信

大蔵財務協会のしるべ総局
大蔵財務協会税のしるべ総局

法学書院
法学書院

昭和四八年一〇月	昭和五六年六月	昭和五〇年一〇月	昭和五八年一〇月	昭和五一年九月	昭和五七年三月	昭和五三年七月	昭和五八年二月	平成三年二月	昭和六一年七月	平成二年七月	昭和五六年四月	昭和五六年六月
----------	---------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	---------	---------

改正会社法の基本問題

商法三(手形法・小切手法)

慶應通信 昭和五七年七月
法学書院 昭和五八年二月

(c) 共 著

西ドイツ株式法草案および理由書(1960年)

西独株式法

下級審商事判例評釈(昭和三〇―三九年)

慶應義塾大学法学研究会 昭和四一年五月
慶應通信 昭和四四年三月
慶應義塾大学法法研究会 昭和四七年九月

下級審商事判例評釈(昭和四五―四九年)

慶應義塾大学法法研究会 昭和五九年一〇月

下級審商事判例評釈(昭和四〇―四四年)

慶應義塾大学法法研究会 昭和六〇年二月

下級審商事判例評釈(昭和五〇―五五年)

慶應義塾大学法法研究会 平成七年二月

(d) 分担執筆

株式会社法講座・第二巻

有斐閣 昭和三二年二月

商法演習Ⅲ

有斐閣 昭和三八年六月

銀行取引判例百選

有斐閣 昭和四一年一月

(新版)

有斐閣 昭和四七年二月

注釈会社法(3)

有斐閣 昭和四二年二月

証券・商品取引判例百選

有斐閣 昭和四三年九月

株式会社法辞典

同文館 昭和四五年二月

商法の判例・第二版

有斐閣 昭和四七年六月

第三版

有斐閣 昭和五二年四月

手形小切手判例百選（新版・増補）

（第三版）

法学入門（法学セミナー・増刊） 1977～1983年

昭和五一年度重要判例解説

商法の争点

第二版

昭和五五年度重要判例解説

法学演習講座⑦手形法・小切手法（重要問題と解説）〈改訂版〉

新版注釈会社法(4)

商法の争点Ⅰ

（e）記念論文集収録論文

新株引受権と有利発行

慶應義塾創立百年記念論文集（法学部）第一部・法律学関係

名義貸与者の責任

取締役の競業禁止

会社の手形行為

端株主・単位未満株主の権利

小池隆一博士還暦記念・比較法と私法の諸問題	慶應義塾大学法学部	昭和三三年一月
田中誠二先生古稀記念・現代商法学の諸問題	慶應通信	昭和三四年六月
伊澤孝平先生還暦記念・判例手形小切手法	千倉書房	昭和四二年一〇月
田中誠二先生米寿記念・現代商事法の重要問題	商事法務研究会	昭和四四年三月
	経済法令研究会	昭和五九年五月

（f）雑誌掲載論文（「会社法の諸問題」増補版）収録論文を除く）

シャーマン法とrule of reason

法学研究二一巻一二号 昭和二三年二月

日本評論社 昭和五二年四月～五八年四月

有斐閣	昭和五一年五月
有斐閣	昭和五六年四月
有斐閣	昭和五二年六月
有斐閣	昭和五三年二月
有斐閣	昭和五八年一〇月
有斐閣	昭和五六年六月
法学書院	昭和六〇年九月
有斐閣	昭和六一年四月
有斐閣	平成五年五月

クレイトン法と持株会社

不正競争について

不正競争について (二・完)

ウェップ・ポメリーン法と外国貿易

新株引受権に関する若干の問題

株主氏名の改ざんと株式の善意取得

株式の自由譲渡性

株主名簿の閉鎖と基準日

有価証券債権の行使

証券所持人の同一性に関する調査義務

証券所持人の同一性に関する調査義務

有価証券の取得行為の瑕疵

判例より見た有価証券法

株券の拾得

商事売買と瑕疵担保責任

商法における配当可能利益

除権判決と善意取得

金銭債権の評価について

有価証券の善意取得

残株引受方式と新株引受権との関係

会議体としての株主総会の運営

株式の名義書換を中心として

私法一二号

昭和二年一月

法学研究二七卷一二号

昭和二年一月

法学研究二八卷六号

昭和二年六月

法学研究二九卷一・二・三合併号

昭和二年三月

東京株式懇話会・会報六八号

昭和二年四月

綜合法学 一卷三三三

昭和二年八月

企業会計一三卷一〇号

昭和二年八月

法学教室三三

昭和二年三月

企業会計一四卷四号

昭和二年四月

綜合法学 五卷五号

昭和二年五月

財政経済弘報一〇七六号

昭和二年五月

財政経済弘報一一三二号

昭和二年一月

不渡手形を振出した社長の責任

株主——いわゆる議決権不統一行使を中心として——

手形取引と休日をめぐる二・三の問題点

監査機関の強化をめぐる問題点

商法五〇四条（代理）の法意と最高裁判決

発起人の法律上の地位

株式名義書換と会社の調査

株主総会の成立（上）（下）

株主総会の運営「1」～「4」完

株主総会の終結

株主名簿とコンピュータの利用

委任状と議決権行使をめぐる問題点

手形行為の取消と追認

「会社の機関」の改正と取締役会

株主総会の権限

監査役の権限と責任

新株引受権付社債

取締役会の権限

株券振替決済制度の問題点

株券の無記名証券化と株主の保護

小規模閉鎖会社立法と監査問題

経営法学ジャーナル一〇号 昭和四一年六月

法律時報三八巻一一号 昭和四一年一〇月

手形研究一〇巻一〇号 昭和四一年一〇月

財政経済弘報一二三五号 昭和四三年一月

財政経済弘報一二七〇号 昭和四三年九月

法学セミナー一七〇号 昭和四五年四月

商事法務六〇〇号 昭和四七年六月

財政経済弘報一五一号・一五二号 昭和四八年五月・六月

財政経済弘報一五三四号 昭和四八年一〇月・十一月

財政経済弘報一五三六号 昭和四八年十二月

法学研究四六巻一二号 昭和四八年二月

産業経理三六巻四号 昭和五一年三月

法学研究五〇巻一号 昭和五二年一月

産業経理三九巻二号 昭和五四年一月

金融・商事判例五七二号 昭和五四年七月

企業会計三三巻五号 昭和五六年五月

企業会計三三巻九号 昭和五六年八月

金融・商事判例六五一号 昭和五七年九月

税経通信三八巻一号 昭和五八年一月

法学研究五六巻一〇号 昭和五八年一〇月

税経通信四一巻九号 昭和六一年七月

二、図書館・教育関係

(a) 著 書

大学図書館の運営

勁草書房 昭和六〇年 四月

(b) 編 著

短大ファーストステージ論

東信堂 平成一〇年 四月

(c) 共 著

大学・短大の自己点検・自己評価

エイデル研究所 平成 四年 九月

望ましい教育文化の創造をめざして

短期大学の自己点検・自己評価

短期大学基準協会 平成 八年 一〇月

(d) 雑誌掲載論文

私学の管理機構と財政

ジュリスト四二六号 昭和四四年 六月

新しい魅力的な短期大学像——短期大学設置基準の大綱化をめぐる——

私学研修一二二号 平成 三年 七月

短期大学設置基準の改正に期待する

短期大学教育四八号 平成 三年 一〇月

十八歳人口減少期における私立短期大学

大学と学生三一四号 平成 三年 一二月

短期大学基準協会の役割について

大学と学生三四二号 平成 六年 二月

短期大学改革の現状

IDF—現代の高等教育三六〇号 平成 六年 一〇月

生涯学習における短期大学

大学と学生三八〇号 平成 九年 一月

短期大学の役割と望まれる制度改革

IDF—現代の高等教育四〇三号 平成 一〇年 一二月

三、その他

判例研究（法学研究、金融・商事判例、財政経済弘報、綜合法学、判例評論、法学教室、法学セミナー、民商法雑誌）、商法・経済法解説（法学研究、企業会計、金融法務事情、財政経済弘報、三色旗、法学セミナー）、学界回顧・立法動向等紹介（法学研究、法律時報）、書評（法学研究、IDE—現代の高等教育、財政経済弘報、文部時報）、商法改正に関する意見（法学研究）、座談会・対談（「商法関係…企業会計、財政経済弘報、三田評論」）、「図書館・教育関係…月刊私学、三色旗、塾、日本経済新聞、三田評論、文部時報」、講演記録（英語英文学教育研究協議会集録、家政学研究協議会集録、季刊教育学、私学経営、私立大学図書館協会会報、全私学新聞、Library and Information Science）、短期大学に関する報告書・研究冊子、その他エッセイなど多数。

（なお、論文表題などの表記に関しては新字体に統一した）